

倫理規程

<前 文>

一般財団法人中部圏地域創造ファンド（以下、この法人という。）は、定款3条に掲げる目的の達成に向けて、厳正な倫理に則り公正かつ適正な事業活動を行わなければならない。そのため以下の倫理規程を制定し、法人のすべての役職員は、これを遵守するものとした。

（組織の使命及び社会的責任）

第1条 この法人は、その設立目的に従い、広く公益の増進に貢献すべき重大な責務を負っていることを認識し、社会からの期待に相応しい事業運営に当たらなければならない。

（社会的信用の維持）

第2条 この法人は、常に公正かつ誠実に事業運営に当たり、社会的信用の維持・向上に努めなければならない。

（法令等の遵守）

第3条 この法人は、関連法令及びこの法人の定款、倫理規程その他の規程・内規を厳格に遵守し、社会的規範に悖ることなく、適正に事業を運営しなければならない。

（私的利益の禁止）

第4条 この法人の役職員は、公益活動に従事していることを十分に自覚し、その職務や地位を私的な利益の追求に利用することがあってはならない。

（利益相反の防止及び開示）

第5条 この法人の役職員は、その職務の執行に際し、この法人との利益相反が生じる可能性がある場合は、直ちにその事実の開示その他この法人が定める所定の手続に従わなければならない。

（情報開示及び説明責任）

第6条 この法人は、その事業活動に関する透明性を図るため、その活動状況、運営内容、財務資料等を積極的に開示し、基金拠出者、寄附者をはじめとして社会の理解と信頼の向上に努めなければならない。

（個人情報保護の確保）

第7条 この法人は、業務上知り得た個人的な情報の保護に万全を期すとともに、個人の権利の尊重にも十分配慮しなければならない。

（研 鑽）

第8条 この法人の役職員は、公益事業活動の能力向上のため、絶えず自己研鑽に努めなければならない。

（規程遵守の確保）

第9条 この法人は、必要あるときは委員会を設置し、この規程の遵守状況を監督し、その実効性を確保する。

（改 廃）

第10条 この規程の改廃は、理事会の決議による。

附 則

この規程は、平成30年10月15日から施行する。（平成30年10月15日理事会議決）